

# 移民統合政策が国民の移民に対する態度に与える影響

——ヨーロッパ 22 カ国を用いたマルチレベル分析——

五十嵐 彰

移民受け入れの機運が高まる中、日本では移民統合政策の欠如が問題視されている。ヨーロッパにおける移民統合政策から日本に示唆を与えることを目的とする研究も増えているが、移民統合政策が国民にもたらす効果を含めた考察はあまり見られない。移民統合政策の帰結は必ずしも国民・移民にとって好意的なものではなく、先行研究から、政策が移民・国民間の平等を推進した結果、国民が移民に対して脅威を抱くようになるという問題が想定される。この効果を検討するため、マルチレベル共分散構造分析を用いてヨーロッパ 22 カ国のデータを分析し、1) 労働市場、2) 教育、3) 政治参加、4) 永住許可、5) 家族呼寄せ、6) 国籍取得、7) 差別禁止に関する各統合政策が国民の移民に対する態度に与える影響を検証した。結果は、労働市場と永住許可に関する政策が促進された場合、国民の移民に対する態度はより好意的なものになるというものだった。一方で他の政策は国民の移民に対する態度に影響を与えなかった。これらの原因と政策に与える示唆が考察される。

## 1 はじめに

外国人労働者の建設業や家事分野での受け入れが足早に決まり（朝日新聞 2014.4.4; 2014.6.15）、日本への外国人労働者は今後ますます増加すると予想される。しかしながら、外国人労働者の受け入れに対して日本国民のおよそ過半数は好意的な態度を示していない（西日本新聞 2014.6.29）。外国人労働者受け入れ政策のみではなく、何らかの施策が日本人と外国人労働者の関係を良好なものにするために打ち出されることが期待される。

ヨーロッパ諸国において、移民がホスト国民と平等な機会・権利をもつことを主な目的として「移民統合政策」が制定されてきた。移民統合政策は移民の生活水準や社会的受容のみなら

ず、国民の移民に対する態度にも影響を与えられてきた（Bourhis et al. 1997）。日本においては、梶田らが指摘するように、国家レベルでの移民統合政策は実施されてこなかった（梶田・丹野・樋口 2005）。日本の移民を取り巻く現状・目的との類似点から、ヨーロッパ諸国における政策を一つのモデルとして近接を提唱する論もあり（近藤 2009）、各国の政策も研究されてきた（e.g. 佐久間 2009; 岡本 2012）。しかしながら日本における従来の研究は、移民統合政策が国民の移民に対する態度に与える影響についての視座を欠いており、政策の国民に対する帰結を考察するのに適しているとはいえないだろう。ヨーロッパの統合政策から日本における統合政策へ示唆を与えるべく、本研究では、移民統合政策が国民の移民に対する態度に

与える影響を分析する。

問いに答えるため、まず移民統合政策に関する議論をまとめる。次に政策が国民におよぼす影響を先行研究から予測し、移民統合政策の帰結を仮説付ける。ヨーロッパ22カ国の移民統合政策に関するデータを用いてマルチレベル共分散構造分析を行い、移民統合政策が国民の移民に対する態度に与える影響を検証する。分析の際、ヨーロッパ諸国間の差異を統制するために、国家の経済状況、移民の割合、移民流入の歴史的背景を制御変数としてモデルに含める。

なお「外国人の生活者」の呼称の問題(明石2010)もあるが、本稿では「移民 (immigrants)」を用いる。「移民」の定義として国連統計委員会の「通常の居住地以外の国に移動し少なくとも12カ月間当該国に居住する人」(中山2007)を採用する。

## 2 先行研究と仮説

### 2-1 移民統合政策研究

ヨーロッパ諸国における移民統合政策は、移民の社会参加を中心課題とし(近藤2009)、移民の権利の保証と義務の履行の確保を目的として実施されてきた(井口2009)。政策領域は多岐にわたり、教育や労働市場参加といった社会参画に関する政策、また出身国に残してきた家族の呼寄せなど、歴史的背景に密接に結びついた施策も含まれる。日本においてヨーロッパ諸国の統合政策を考察した論文は数多くあるが、政策の帰結を量的に分析し、その結果を踏まえて論じている論文はあまり見られない。

政策の帰結を踏まえずに論じている論文は、例えば北脇(2009)によるものが挙げられるだろう。日本の地方自治体の外国人政策に与える示唆としてEUの統合政策をモデルケースと

した政策のフレームワークを提示しているが、文中では政策効果の評価を行わず政策目標が狙い通りに達成された場合を想定して示唆を与えており、示唆の妥当性に関して疑問が残る。この点に関し明石(2011: 28)は、政策を明示していないものの「諸外国から人を招き入れその異文化を受容することの「正しさ」を仮に経験的かつ理論的に説明できるとしても、その過程の中でホスト住民が決して望まない軋轢が生じ、願わない結果がもたらされうるとすれば、はたしてどのような政策がその判断の正当性を担保するのであろうか」という問いかけとともに、統合政策などの政策下での移民の受け入れによって国民・移民間に軋轢を生む可能性を示唆し、政策そのものの正当性に疑義を投げかけている。移民に対するホスト国民の態度が移民の社会的統合の要素の一つとなる以上(Van Tubergen 2004)、移民統合政策が国民に与える影響を検討せずに政策を実施することはホスト国民・移民両者の益にならない。しかしながら、実際に移民統合政策が国民の移民に対する態度に影響を与えてきたかという問いが実証的に検証された例は少ない(e.g. Schlueter et al. 2013)。明石(2011)の懸念のように政策が国民と移民間に軋轢をもたらすか、もしくは国民の移民に対する態度を好意的なものにするかは検討するに値する課題だと思われる。

この検討のためには多国間比較による要因間の相関の分析が適しているだろう。しかしながら政策の経験的研究はその数に乏しいのが現状であり(Schlueter et al. 2013)、その中でも分析の詳細さに欠けるものも見受けられる。国外の研究ではWeldon(2006)によるシティズンシップレジームの分類をもとにした研究があげられる。この研究では国籍取得制度を出生地主義/血統主義に分け、さらに出生地主義の国を

マイノリティの文化的権利に対して積極的な保護を行う個人主義と、公的な場所での文化的表象の権利を抑えようとする集団主義的な国に分類し、それぞれの国でエスニック・マイノリティに対する寛容さを分析している。しかしながらこの研究は国を3類型にのみ分けており、細かい政策の効果はわからない。より精緻な分析としてはSchlueterら(2013)によるヨーロッパ27カ国のマルチレベル分析が挙げられる。政策領域別の移民統合政策指数を総合したものと移民に対する脅威の関連を実証的に示した研究であり、移民に好意的な政策は国民の移民に対する態度を軟化させるという結果を示している。しかしながら政策領域が異なれば国民の態度に与える影響の方向や程度も異なると予想され、統合政策を一つの変数として分析することは疑問が残る。Schlueterらは追加検定でそれぞれの政策の個別の効果も示しているが、この分析では国家レベルの他の要因、例えば失業率や移民人口割合などを制御しておらず、よって異なる領域の政策が国民に与える影響については不透明といっていだろう。

以上の点を踏まえ、本研究では、移民統合政策が国民の移民に対する態度に与える影響を検証する。複数国を対象として態度に影響すると思われる政策以外の他の要因を制御し、同時に移民統合政策を領域ごとに分割して分析する。

## 2-2 移民統合政策の帰結：知覚脅威と社会規範

移民統合政策はどのようなプロセスを経て移民に対する国民の態度に影響を与えるのか。Schlueterら(2013)は知覚脅威と社会規範による説明を試みた。これら二つの仮説は移民に対する国民の態度に正反対の結果をもたらすが、理論的には両者ともあり得る結論を導いて

いる。

知覚脅威(perceived threat)とは、移民によってもたらされると“知覚される”(実際に脅威となっているかどうかは問題ではない)脅威を指す。共通の資源が他集団によって脅かされると認識されると、他集団に対して知覚脅威をもつようになるとされる(Blalock 1967; Blumer 1958; Ceobanu & Escandell 2010; Esses et al. 1998; Semyonov et al. 2006)。共通の資源は、国家経済や個人の職・賃金などの経済的資源(Ceobanu & Escandell 2010; Semyonov et al. 2008)、物理的安全(Ceobanu 2010)、そして自民族の文化や価値観(McLaren 2003; Stephan, et al. 2002)などを含んでいる。これらの資源が他集団によって脅かされると知覚される場合、他集団に対する態度は硬化すると考えられる。

他方、移民統合政策によって移民とホスト国民とは平等な権利を有するものだという規範が根付いた結果、国民が移民に対してより好意的な態度をもつようになるとも考えられる。このような社会規範が政策を通して浸透した場合、国民は政策の求める規範に自らを合わせようとする(Allport 1954; Chong 1994)。制度の導入が行動に与える影響は間接的に実証されている。異なる集団間の接触頻度は社会規範により変動するとされ(Allport 1954; Pettigrew 1995)、構造的・制度的な接触機会向上の重要性が提唱された。後のメタ分析によって制度的な接触機会の向上は接触の好意的な効果をより促進するということが明らかになっており(Pettigrew & Tropp 2006)、政策による介入が国民の移民に対する態度を変容することが示されている。移民統合政策によって移民とホスト国民の平等が推進されると、それが社会規範として国民に受け止められ、移民に対する態度が

より好意的なものになると考えられる。

本研究では分析対象の統合政策として、1) 労働市場参加、2) 教育、3) 政治参加、4) 永住許可、5) 家族呼び寄せ、6) 国籍取得、7) 差別禁止をもちいる。それぞれヨーロッパ諸国で注目されてきた政策領域であり (Koopmans et al. 2012; Niessen et al. 2010)、分析対象として本研究の目的と合致している。労働市場参加や教育に関する統合政策として、移民と国民の参画機会の平等を目指すもの、また移民のもつ不利益を補填するシステム等が挙げられる (e.g. Driessen 2000; Vasta 2007)。移民の政治参加は、地方や国政参加、結社の自由などの観点から議論されてきた (e.g. Bauböck 2005)。永住や国籍取得のしやすさは国ごとに異なっており、条件の厳格さや帰化率が移民の社会参加に影響を与えるとする研究もある (e.g. Koopmans 2004)。EU 加盟国は人種やエスニック・グループを理由とした差別の禁止に関する国内法の整備を義務付けられており、加盟国間で指令の理解に違いがあるものの (Geddes & Guiraudon 2004)、EU における法整備の方向性を示している。これらの領域において移民と国民間の平等が追求された結果、国民の移民に対する知覚脅威にどのような影響がもたらされると予測できるだろうか。

移民統合政策によって労働市場における流動性がホスト国民と同等のものになった場合、国民が移民によって職を奪われると知覚し、国民の移民に対する経済的な脅威が増すようになるだろう。教育水準の上昇も同様の効果をもたらすと予想される。すなわち移民の労働市場における地位が向上し、国民の社会経済的地位を脅かすと知覚されるようになるだろう。移民の政治参加機会が上昇すると、地方議会などを移民によって占められると考える国民も現れ (樋口

2014)、結果それらの国民の移民に対する態度は非好意的なものになるだろう。永住許可の条件を緩やかにすることにより、国民は移民に社会経済的・文化的地位を脅かされる機会が増えると知覚する可能性がある。家族呼び寄せは結果として移民の数を上昇させるため、国民の移民に対する脅威が増加するものと予想される。国籍取得がより困難でなくなった場合、種々の権利が国民と同様になることが国民にとっての益を減少させると認識されやすくなるだろう。差別禁止政策は、例えばヘイトスピーチと表現の自由の関係に見られるように (Bleich 2011)、一定の言動の規制を国民に課すものとして捉えられる。結果として国民の移民に対する感情が必ずしも好意的なものになるとは言い切れないだろう。

これらの予想に対して、統合政策の導入によって移民・国民間の平等が社会的な規範となり、国民感情として移民に好意的になるという逆の状況も考えられる。データの制限から統合政策が社会規範をもたらすかを直接示すことができないため、本稿では知覚脅威に焦点を当て、政策が国民の知覚脅威に与える影響を政策領域ごとに分析する。各政策領域で対象とする集団や目的が異なる以上、知覚脅威に与える効果の方向性や重み付けは政策領域間で差が出てくるだろう。

### 3 分析

#### 3-1 分析に用いるデータ

本稿では個人レベル変数と国家レベル変数の二種類によって分析を行う。個人レベル変数は第6回 European Social Survey (ESS Round 6 2012) にて取得されたものを用いた。国家レベル変数のうち、ひとりあたり GDP およ

び失業率は世界銀行のデータを（World bank 2014）もとにし、移民の人口割合は Eurostat（Eurostat 2014a; Eurostat 2014b）のデータから筆者が計算した<sup>1</sup>。各国の移民統合政策を検証するにあたり、移民統合政策指標（Migration Integration Policy Index、以降 MIPEX）を用いた（Niessen et al. 2010）。MIPEX は 2010 年、ESS を含む各データは 2012 年時点でのものを用いた。国家レベル独立変数を形成する MIPEX と個人従属変数の基となる ESS の年度をずらすことによって、移民に好意的な国では移民に好意的な政策が採用されやすいという逆の因果関係を想定しないようにした<sup>2</sup>。分析対象国家は ESS と MIPEX 両方に参加したヨーロッパ 22 カ国であり、国の内訳は表 1 に示した。エスニック・マイノリティに属する参加者は除外し、最終的な調査対象者の合計は 40,277 人であった。

### 3-2 分析に用いる変数

従属変数として「知覚脅威」を用いた。知覚脅威は 3 つの測定変数からなる潜在変数であり、「経済的脅威」「文化的脅威」「生活脅威」によって構成される。「経済的脅威」は「移民は [X 国] の経済にとって良いことだと思いますか、悪いことだと思いますか」という質問によって測定された（[X 国] は参加者の居住国を示している）。「文化的脅威」には「移民は [X 国] の文化をより良いものにしてはいますか、悪いものにしてはいますか」という質問が用いられた。「生活脅威」は「移民は [X 国] を生活するのによりよい国にしてはいますか、悪い国にしてはいますか」という質問によって測定された。各質問は 0（良いものにしてはいる）から 10（悪いものにしてはいる）で回答された。確証的因子分析の結果、標準化因子負荷量はそれぞれ、経

済的脅威が .777、文化的脅威が .824、生活脅威が .848 であった。国家間の測定不変性検定では、部分スカラー不変性が成立した。

MIPEX は、移民がホスト国民と比較してどれほど平等に扱われているかを 1) 労働市場参加、2) 教育、3) 政治参加、4) 永住許可、5) 家族呼び寄せ、6) 国籍取得、7) 差別禁止の項目により 0 から 100 の間で測定したものである（近藤 2012）。各国の指数内訳は表 1 に示した。ホスト国民と移民間の平等の度合いが高ければ 100 に近づく。

制御変数として個人レベルでは性別、年齢、最終学歴および年収への満足感を用いた。最終学歴は ESS によって標準化され、1（中学以下）から 7（修士以上）の値が割り振られた。年収への満足感は、現在の年収で十分に暮らせるかどうかを聞いたもので、4 段階（「今の年収で暮らすのは非常に難しい」(1) から「現在の年収で快適に暮らせている」(4) まで）で回答したものをを用いた<sup>3</sup>。国家レベルでは移民の総人口に占める割合、ひとりあたり GDP、失業率を制御変数として用いた（Scheve & Slaughter 2001; Mayda 2006）。また各国別の移民受け入れに関する歴史的背景の違いを制御するため、戦後から 1970 年代までのゲストワーカー政策の有無、植民地からの移民の受け入れの有無、および南ヨーロッパ諸国に見られる冷戦後の大規模移民流入をダミー変数として投入した。それぞれの条件に該当する国には 1 を、該当しない国には 0 をダミー値として付与した。これらの制御変数により、各国によって異なる歴史的背景を多少なりとも考慮することが出来ると思われる。分類は Castles のものに準拠した<sup>4</sup>（Castles 1989; Castles & Miller 2009）。これらに該当しない国は一つのカテゴリーとしてまとめられるが、それらの国家間で

流入移民規模および時期が大きく変わらない点からみてこの処理は適切かと思われる (Hooghe et al. 2008)。これら国家変数の制御により、国別の状況・要因に左右されず、移民統合政策をより一般的な政策として分析することが出来ると思われる。

本研究ではマルチレベル共分散構造分析によってこれらの変数を分析する。個人レベルの変数と国家レベルの変数を分けて分析することにより、生態学的誤謬を避け、国家レベル変数の影響をより正確に捉えることが出来る (Hox 2004; 森 1987)。使用したソフトウェアは *Mplus* であり、最尤法による推定を行った。

#### 4 結果

表 1 に各国の知覚脅威平均値および移民統合政策指数を示した。研究対象とした 22 カ国のうち、移民に対する知覚脅威の平均が最も高い国はキプロス、最も低い国はスウェーデンだった。

図 1 に労働市場政策の指数、図 2 に差別禁止政策の指数と知覚脅威の散布図を示した。労働市場政策は知覚脅威と負の関係をもっていると読める。労働市場政策と同様の傾向を持っていたため、他の政策は報告から省略した。他方差別禁止政策の散布図からは傾向が読み取りにくいといえるだろう。

国家レベル変数によって従属変数を説明する余地が十分あるかどうかを確認するため、級内相関係数を計算した。値は約 11.2%  $[(.413 / (3.273 + .413)) \times 100]$  であり、マルチレベル分析を用いるのに十分な値といえる。

表 2 に分析結果をまとめた。個人レベルおよび国家レベルの独立変数が、従属変数である知覚脅威にどのように関わっているかを示して

いる。モデル 1 は移民の労働市場参加、モデル 2 は教育、モデル 3 は政治参加、モデル 4 は永住許可条件、モデル 5 は家族呼び寄せの促進、モデル 6 は国籍取得条件、モデル 7 は差別禁止政策を導入した場合の国民の移民に対する態度を示している。最も適合度の低いモデルでも適合度指標は許容できる値<sup>5</sup>であり、これらのモデルはデータを十分反映しているといえる。なお AIC がモデル 7 よりも高かったため、個人レベルのみ、国家レベルのみモデルは報告から省略した。

表 2 の結果から、労働市場参加と永住許可は国民の移民に対する知覚脅威と有意な負の相関を持つということが示された。この結果は、労働市場における平等の度合いが高いほど、また永住許可の基準がより緩やかなほど、国民の移民に対する知覚脅威が低いことを示している。他方、教育、政治参加、家族呼び寄せ、国籍取得は知覚脅威と負の関わりを、差別禁止政策は正の関わりをもつが、有意ではなかった。

他国と比べて知覚脅威の高いキプロスを分析対象から外し、同様の分析を行った。結果として、労働市場政策は有意であったが、永住許可と知覚脅威の相関は有意でなくなった。よって永住許可の効果は頑健とはいいがたいだろう。

— 2LL の最も低いモデル 1 では、制御変数のうち、学歴と年収は知覚脅威と負の相関関係にあった。これにより高学歴または高収入であれば知覚脅威が低いことが示された。年齢が高くなれば知覚脅威を感じるようになり、また性別は知覚脅威とは有意な相関がなかった。先行研究と異なり、失業率は移民に対する態度を軟化させることが示され、これは他の国家レベル変数をモデルから除外しても変わらなかった。移民流入の歴史的背景では、植民地からの移民受け入れ、また比較的近年に移民受け入れを始

表 1. 知覚脅威と MIPEX の国別・政策領域別の値

	M (S.D.)	労働	教育	政治	永住	家族	国籍	差別禁止
ベルギー	5.030 (1.836)	53	66	59	79	68	69	79
ブルガリア	4.802 (2.370)	40	15	17	57	51	24	80
スイス	4.192 (1.684)	53	45	59	41	40	36	31
キプロス	6.884 (2.117)	21	33	25	37	39	32	59
チェコ	5.864 (2.069)	55	44	13	65	66	33	44
ドイツ	4.283 (1.979)	77	43	64	50	60	59	48
デンマーク	4.242 (2.179)	55	44	13	65	37	33	47
エストニア	4.980 (1.664)	65	50	28	67	65	16	32
スペイン	4.426 (2.201)	84	48	56	78	85	39	49
フィンランド	3.941 (2.229)	71	63	87	58	70	57	78
フランス	5.245 (1.969)	49	29	44	46	52	59	77
イギリス	5.415 (2.416)	55	58	53	31	54	59	86
ハンガリー	5.309 (2.063)	41	12	33	60	61	31	75
アイルランド	4.836 (1.595)	39	25	79	43	34	58	63
リトアニア	4.862 (1.776)	46	17	25	57	59	20	55
オランダ	4.404 (2.014)	85	51	79	68	58	66	68
ノルウェー	4.127 (2.014)	73	63	94	61	68	41	59
ポーランド	3.957 (1.998)	48	29	13	65	67	35	36
ポルトガル	5.583 (1.969)	94	63	70	69	91	82	84
スウェーデン	3.695 (2.092)	100	77	75	78	84	79	88
スロベニア	5.111 (2.059)	44	24	28	69	75	33	66
スロバキア	5.630 (2.145)	21	24	21	50	53	27	59
全体	4.815 (2.145)	59	42	49	59	61	46	62

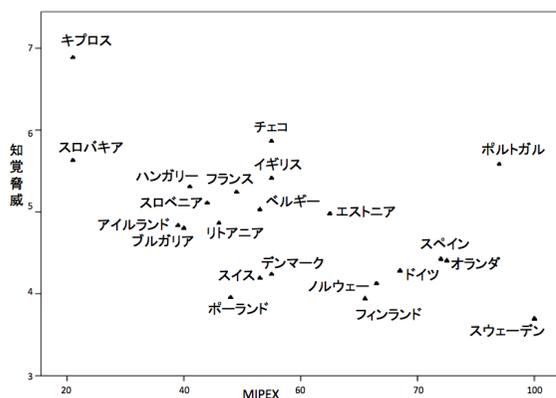


図 1 労働政策と知覚脅威の散布図

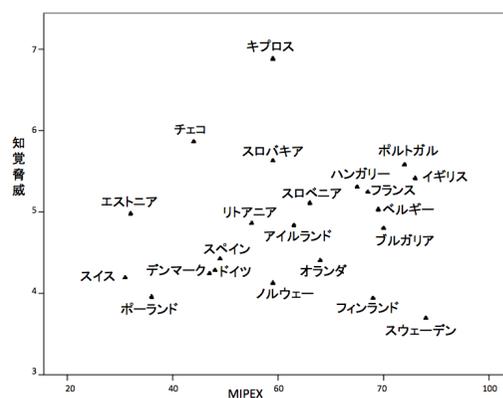


図 2 差別禁止政策と知覚脅威の散布図

表2. 移民統合政策が国民の移民に対する知覚脅威<sup>a)</sup>に与える影響

	1. 労働市場		2. 教育		3. 政治参加 <sup>6)</sup>		4. 永住許可		5. 家族呼び寄せ <sup>7)</sup>		6. 国籍取得		7. 差別禁止	
	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)	B (S.E.)				
<b>個人レベル</b>														
学歴	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)	-.230*** (.022)
年収	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)	-.273*** (.023)
年齢	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)	.007*** (.001)
性別	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)	.017 (.037)
誤差項	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982	2.982
<b>国家レベル</b>														
労働市場	-.028*** (.007)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育	—	-.005 (.008)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政治参加	—	—	-.007 (.006)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
永住許可	—	—	—	-.025* (.008)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家族呼び寄せ	—	—	—	—	—	-.021 (.012)	—	—	—	—	—	—	—	—
国籍取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-.005 (.007)	—	—	—	—
差別禁止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
GDP	-.007 (.005)	-.010 (.005)	-.006 (.005)	-.014** (.005)	-.015** (.006)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)	-.014** (.005)
失業率	-.090** (.034)	-.012 (.040)	.002 (.040)	-.034 (.033)	-.047 (.039)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)	-.034 (.033)
移民人口	.052 (.030)	.032 (.044)	.024 (.042)	.038* (.035)	.031 (.037)	.038* (.035)	.031 (.037)	.031 (.037)	.031 (.037)	.031 (.037)	.031 (.037)	.031 (.037)	.031 (.037)	.031 (.037)
ゲスト	-.248 (.216)	.002 (.297)	.038 (.259)	-.145 (.479)	-.169 (.378)	-.145 (.479)	-.169 (.378)	-.169 (.378)	-.169 (.378)	-.169 (.378)	-.169 (.378)	-.169 (.378)	-.169 (.378)	-.169 (.378)
植民地	.461* (.183)	.177 (.283)	.222 (.219)	-.011 (.346)	.181 (.312)	-.011 (.346)	.181 (.312)	.181 (.312)	.181 (.312)	.181 (.312)	.181 (.312)	.181 (.312)	.181 (.312)	.181 (.312)
南欧	1.718** (.495)	-.049 (.628)	-.113 (.592)	.387 (.401)	.743 (.564)	.387 (.401)	.743 (.564)	.743 (.564)	.743 (.564)	.743 (.564)	.743 (.564)	.743 (.564)	.743 (.564)	.743 (.564)
誤差項 <sup>8)</sup>	.117	.257	.250	.186	.213	.186	.213	.213	.213	.213	.213	.213	.213	.213
-2LL	465598.566	465613.906	465613.248	465607.728	465610.246	465607.728	465613.750	465613.750	465613.750	465613.750	465613.750	465613.750	465613.750	465614.182

\* $p < .05$ , \*\* $p < .01$ , \*\*\* $p < .001$ <sup>a)</sup> 知覚脅威は潜在変数として分析した。なお構成項目を平均したものを従属変数として分析したが、結果は同じだった。

めた南欧で知覚脅威が有意に高いことが示された。

## 5 考察

本研究では移民統合政策が国民の移民に対する態度に与える影響を検証した。国家間の差異を可能な限り制御した上で、ヨーロッパ諸国における移民統合政策指数を用いたマルチレベル分析を行った結果、移民統合政策のうち労働市場と永住許可に関わる政策は移民に対する国民の態度を好意的なものにすることが示された。それ以外の政策は国民の態度と有意な相関をもたなかった。

結果から、労働市場における平等が推進された場合、または永住許可の基準が緩やかな場合、国民の移民に対する態度がより好意的になるといえる。説明の一つとして、これらの領域での平等・非厳格な扱いが規範として浸透することによって、国民の移民に対する知覚脅威が減少するということが考えられる。労働市場において移民を国民と区別しないことにより、移民を内集団として認識しやすくなり、また永住許可の条件が緩やかになることによって、移民を一時滞在者としてではなく生活者として迎え入れるという環境をつくりやすくと推測される。政策の間接的な効果によって国民の移民に対する知覚脅威が減少するということもあるだろう。労働市場における流動性が高まり、また居住期間が長くなった結果、国民と移民が接触する機会が増え、接触を通して国民が移民に対して好意をもつようになると考えられる (Pettigrew & Tropp 2006; Wagner et al. 2006)。これらの仮説は統合政策と移民との接触回数・評価との関連を分析することにより示されるが、データの限界から本稿では検討で

きなかった。

本研究で知覚脅威と有意に関連していない政策は、教育、政治参加、家族呼び寄せ、国籍取得、差別禁止政策であった。有意な相関がないということのを好意的に解釈すると、移民統合政策は国民の移民に対する態度を硬化させることなく移民にアプローチすることができるといえるだろう。ここから少なくとも明石 (2011) による懸念、すなわち統合政策の負の側面は解消されたように思える。

差別禁止政策など、行為主体としての国民に影響を与えないために政策の妥当性が疑問視される事も有り得るだろう。近年ヨーロッパおよび北アメリカで差別の抑制が進んだことにより、明確な差別の代わりにより曖昧な方法での差別が国民の間で顕在化してきた (Dovidio & Gaetner 2000; Pettigrew & Meertens 1995)。政策によって差別は減少するのではなく、より潜在的で曖昧なものへと移り変わるともいえる。

労働市場と永住許可に関する政策のみが国民の態度に有意な影響を与えるという結果は、先行研究と一部整合しなかった。Schlueter ら (2013) は移民統合政策一般が国民の知覚脅威と負の相関をもつことを示していたが、本研究で領域を分割し国家レベル変数を制御して分析した結果、必ずしも全ての政策が国民の態度に影響を与えるわけではないことが示された。Careja と Andreß (2013) は統合政策のうち労働政策のみを扱い、知覚脅威に与える影響を分析した。研究では有意な結果が得られなかったが、MIPEX の労働政策のうち4つの領域からサブインデックスを作るという手法であり、本研究でのインデックスの扱い方とは異なるものであった。これらの結果の違いは、領域ごとの政策の組み合わせによって、政策と知覚脅威との関係に及ぼす影響が異なってくることを示し

ている。本研究では政策領域間で異なる影響を分析したが、領域内での政策の分析は今後の課題としたい。

本研究の限界として、国家レベルのサンプル数が比較的少ない点があげられる。散布図から、各政策と知覚脅威は負の方向に関わりを持っていると読み取ることが出来るが、有意差として現れなかったのは国家数の欠如によるものとも考えられるだろう。またキプロスを分析から外すと永住許可の効果は有意でなくなったが、国家レベルサンプル数を増やすことによってよりデータを反映した結果が得られると思われる。

二点目の限界として、MIPEX が評価する政策は必ずしも国民が認識するものではなかったという点がある。例えば「差別の禁止」は被差別の当事者になって初めて活用する制度、すなわち被差別の当事者になりにくい国民にとって関わりが薄い項目も含まれており、MIPEX が評価する差別の禁止は国民が普段認識しない領域においても働いていると考えることも出来るだろう。政策の項目の組み合わせによって有意な相関が消える場合もあるため (Careja & Andreß 2013)、統合政策の項目選択を計量的・理論的両側面から考察する必要がある。

以上の限界があげられるが、これらが即ち本研究の本質的な価値を減じるとは断言できないだろう。移民の増加はこの国の一つの方向性として現在盛んに議論されているが、国家レベルの統合政策についてはあまり検討がされていない。現在行われている多文化共生もあくまで移民が集住する地域における取り組みであり、全国的なものではない (総務省 2006)。しかしながら今後日本への移民が増加した場合、地方ごとの取り組みでは対処できない事態が増えていくだろう。国家レベルの統合政策が求められ

るが、モデルとなる他国の政策効果、特に政策の導入が国民にもたらす量的な効果はあまり研究されてこなかった。政策は必ずしもその目標や理念に沿った効果をもたらすとは限らないため、政策の効果を経験的に分析した結果を元に検討されることが期待される。本研究で行われた分析は、移民統合政策が目標とする民族間の平等は、国民にとって移民との良好な関係を構築するための助けになることを示している。移民統合政策の導入が民族間の軋轢を引き起こさない以上、移民増加と移民統合政策の推進は共に行われていくことが求められるであろう。

#### 注

<sup>1</sup> 移民が総人口に占める割合として算出した。ここでいう移民は、EU 加盟国以外の国を出生地とし、本研究の分析対象国を居住地とする人を指す。

<sup>2</sup> 政策と国民の態度間の因果関係を完全に制御することは困難だが、時系列を分けた分析で間接的に示すことはできると思われる。Schlueter ら (2013) は MIPEX と ESS のデータで bivariate autoregressive cross-lagged panel analysis を行い、過去の政策と国民の態度が、将来のそれにおよぼす影響を分析した。結果、政策 (2006 年) が国民の意識 (2009 年) を下げる一方で、国民の意識 (2006 年) が政策 (2010 年) に与える影響は有意でない事が示された。本研究では MIPEX2010 を用いており、この政策が (少なくとも 2006 年時点での) 国民の態度の影響を受けているとは言いがたいだろう。

<sup>3</sup> 職業・年収に関する質問は年収満足度の他に、社会における年収の分布を 10 分位に分けた場合の自身の家計の位置と、自らの職業があった。資源が外集団によって脅かされていると感じられる場合知覚脅威は強まるが、個人がもっている経済的資源の大小によっても知覚の仕方は異なる。よって知覚脅威を分析する上で、自らの収入・職業の

社会的な位置よりも、自らの収入に対する主観的な評価が重要になると思われる。以上の理由から、本稿ではモデルの制御変数として年収満足度を用いた。

<sup>4</sup> ゲストワーカー受入国はイギリス、ドイツ、ベルギー、フランス、スイス、オランダであった。旧植民地からの受け入れはイギリス、フランス、オランダであった。南ヨーロッパ諸国はポルトガル、スペイン、ギリシャとした。

<sup>5</sup> 適合度の最も低いモデル4のモデル適合度は  $\chi^2(22)=236.837$ , CFI=.987, RMSEA=.016 であった。

<sup>6</sup> 日本における議論は主に地方参政権の付与のみであるため、政治参加の項目から地方参政権の付与の

みを独立変数として用いた分析も行ったが、有意な結果は出なかった。

<sup>7</sup> 家族呼び寄せの p 値は .077 だったが、片側検定の水準は本仮説に適しておらず、本文中での報告は控えた。

<sup>8</sup> 追加検定としてクロスレベル交互作用を分析した。個人レベルとして学歴と年収満足感、国家レベルとして労働市場政策と永住許可条件をそれぞれ組み合わせ分析した。結果として、労働市場と学歴の交互作用が片側検定で有意となった ( $b=-.002(.001)$ ,  $p=.091$ ) が、それ以外の交互作用に有意差は見られなかった。

## 文献

Allport, G. W., 1954, *The Nature of Prejudice*, New York: Basic books.

明石純一, 2010, 『入国管理政策——「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版。

———, 2011, 「移住労働と世界的経済危機」明石純一編著『移住労働と世界的経済危機』明石書店, 8-32.

朝日新聞, 2014年4月4日, 「外国人労働者受け入れ拡大へ 安倍政権, まず建設業」<http://www.asahi.com/articles/ASG444FH1G44ULFA012.html> 2014年6月15日アクセス。

———, 2014年6月15日, 「外国人労働者, 家事にも受け入れ 今秋に関西の特区で」[http://www.asahi.com/articles/ASG6G5CHXG6GULFA003.html?iref=com\\_alist\\_6\\_01](http://www.asahi.com/articles/ASG6G5CHXG6GULFA003.html?iref=com_alist_6_01) 2014年6月15日アクセス。

Bauböck, R., 2005, “Expansive Citizenship—Voting Beyond Territory and Membership,” *Political Science and Politics*, 38(4): 683-687.

Blalock, H. M., 1967, *Toward a Theory of Minority-Group Relations*, New York: John Wiley and Sons.

Bleich, E., 2011, *The Freedom to Be Racist? How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford University Press.

Blumer, H., 1958, “Race Prejudice as a Sense of Group Position,” *The Pacific Sociological Review*, 1(1): 3-7.

Bourhis, R. Y., Moise, L. C., Perreault, S., & Senecal, S., 1997, “Towards an Interactive Acculturation Model: A Social Psychological Approach,” *International Journal of Psychology*, 32(6): 369-386.

Careja, R., & Andreß, H. J., 2013, “Needed but Not Liked-The Impact of Labor Market Policies on Natives’ Opinions about Immigrants,” *International Migration Review*, 47(2): 374-413.

Castles, S., 1986, “The Guest-Worker in Western Europe: An Obituary,” *International Migration Review*, 20(4): 761-778.

Castles, S., & Miller, M. J., 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*. Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan and Guilford (4th edition).

- Ceobanu, A. M., 2010, "Usual Suspects? Public Views About Immigrants' Impact on Crime in European Countries," *International Journal of Comparative Sociology*, 52(1): 114-131.
- Ceobanu, A. M., & Escandell, X., 2010, "Comparative Analyses of Public Attitudes Toward Immigrants and Immigration Using Multinational Survey Data: A Review of Theories and Research," *Annual Review of Sociology* 36(1): 309-328.
- Chong, D., 1994, "Tolerance and Social Adjustment to New Norms and Practices," *Political Behavior*, 16(1): 21-53.
- Dovidio, J. F., & Gaertner, S. L., 2000, "Aversive Racism and Selection Decisions: 1989 and 1999," *Psychological Science*, 11(4): 315-319.
- Driessen, G., 2000, "The Limits of Educational Policy and Practice? The Case of Ethnic Minorities in The Netherlands," *Comparative Education*, 36(1): 55-72.
- Esses, V. M., Jackson, L. M., & Armstrong, T. L., 1998, "Intergroup Competition and Attitudes toward Immigrants and Immigration: An Instrumental Model of Group Conflict," *Journal of Social Issues*, 54(1): 699-724.
- ESS Round 6, 2012, European Social Survey Round 5 Data, Norwegian Social Science Data Services, Norway. Retrieved from <http://www.europeansocialsurvey.org/data/download.html?r=5>, Accessed on 15-December-2014.
- Eurostat, 2014a, Immigration by five year age group, sex and country of birth. Retrieved from [http://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/show.do?dataset=migr\\_pop3ctb&lang=en](http://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/show.do?dataset=migr_pop3ctb&lang=en) Accessed on 23-02-2015.
- , 2014b, Population on 1 January. Retrieved from <http://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&init=1&language=en&pcode=tps00001&plugin=1> Accessed on 23-02-2015.
- Geddes, A., & Guiraudon, V., 2004, "Britain, France, and EU Anti-Discrimination Policy: The Emergence of an EU Policy Paradigm," *West European Politics*, 27(2): 334-353.
- 樋口直人, 2014, 『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会.
- Hooghe, M., Trappers, A., Meuleman, B., & Reeskens, T., 2008, "Migration to European countries: A structural explanation of patterns, 1980–2004," *International Migration Review*, 42(2): 476-504.
- Hox, J., 2010, *Multilevel Analysis: Techniques and Applications, Second Edition*, London: Routledge(2nd edition).
- 井口泰, 2009, 「外国人政策の改革と新たなアジアの経済連携の展望——入管政策と統合政策を基盤として」『移民政策学会』1(1): 18-29.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.
- 北脇保之, 2009, 「自治体外国人政策のフレームワーク——EUの社会統合政策から日本の政策を考える」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』8(1): 99-111.
- 近藤敦, 2009, 「移民と移民政策」川村千鶴子・近藤敦・中本博皓編著『移民政策へのアプローチ』明石書店: 20-27.
- , 2012, 「移民統合政策指数(MIPEX)と日本の法的課題」移民政策学会2012年春季研究大会報告原稿.
- Koopmans, R., 2004, "Migrant Mobilisation and Political Opportunities: Variation among German Cities and a Comparison with the United Kingdom and the Netherlands," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 30(3): 449-470.
- Koopmans, R., Michalowski, I., & Waibel, S., 2012, "Citizenship Rights for Immigrants: National Political Processes and Cross-National Convergence in Western Europe, 1980–2008," *American Journal of Sociology*, 117(4): 1202-1245.

- Mayda, A., 2006, "Who is against Immigration? A Cross-Country Investigation of Individual Attitudes toward Immigrants," *The Review of Economics and Statistics*, 88(3): 510-530.
- McLaren, L. M., 2003, "Anti-Immigrant Prejudice in Europe: Contact, Threat Perception, and Preferences for the Exclusion of Migrants," *Social Forces*, 81(3): 909-936.
- 森幸雄, 1987, 「生態学的データ利用における誤謬の問題——ロビンソンの生態学的誤謬問題を中心として」『ソシオロジカ』12(1): 23-38.
- 中山暁雄, 2007, 「現代の移民の特徴？ヨーロッパの現状に学ぶ」国際移住機関駐日事務所 [http://www.iom-japan.org/act/act\\_002.cfm](http://www.iom-japan.org/act/act_002.cfm) 2014年8月5日アクセス.
- Niessen, J., Sánchez-Montijano, E., Fàbregues, F., Vankova, Z., Bilgili, Ö., Anne-Linde, J., & Kljajević, V., 2010, Migrant Integration Policy Index. British Council and Migration Policy Group, Brussels. Retrieved from <http://www.mipex.eu/download>, Accessed on 15-June-2014.
- 西日本新聞, 2014年6月29日, 「外国人労働拡大, 賛成51% 残業代ゼロは反対53%」<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/politics/article/98218>. 2014年8月5日アクセス.
- 岡本奈穂子, 2012, 「フランクフルト市の移民統合政策——ドイツにおける自治体の挑戦：多文化局の創設から統合・多様性構想の策定まで」『移民政策研究』4(1): 97-113.
- Pettigrew, T. F., & Meertens, R.W., 1995, "Subtle and Blatant Prejudice in Western Europe," *European Journal of Social Psychology*, 25 (1): 57-75.
- Pettigrew, T. F., & Tropp, L. R., 2006, "A Meta-Analytic Test of Intergroup Contact Theory," *Journal of Personality and Social Psychology*, 90(5): 751-783.
- 佐久間孝正, 2009, 「国際労働力移動と教育——イギリスと日本の比較の視点から」『移民政策研究』1 (1): 71-84.
- Scheve, K., & Slaughter, M., 2001, "Labor Market Competition and Individual Preferences over Immigration Policy," *The Review of Economics and Statistics*, 83(1): 133-145.
- Schlueter, E., Meuleman, B., & Davidov, E., 2013, "Immigrant Integration policies and perceived Group Threat: A Multilevel Study of 27 Western and Eastern European Countries," *Social Science Research*, 42(3): 670-682.
- Semyonov, M., Rajjman, R., & Gorodzeisky, A., 2006, "The Rise of Anti-Foreigner Sentiment in European Societies, 1988-2000," *American Sociological Review*, 71(1): 426-449.
- , 2008, "Foreigners' Impact on European Societies: Public Views and Perceptions in a Cross-National Comparative Perspective," *International Journal of Comparative Sociology*, 49(1): 5-29.
- 総務省, 2006, 「多文化共生の推進に関する研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて」[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf) 2015年3月9日アクセス.
- Stephan, W. G., Boniecki, K. A., Ybarra, O., Bottencourt, A., Ervin, K. S., Jackson, L. A., McNatt, P. S., & Renfro, C. L., 2002, "The Role of Threats in the Racial Attitudes of Blacks and Whites," *Personality and Social Psychology*, 28(9): 1242-1254.
- Van Tubergen, F., 2004, *The Integration of Immigrants in Cross-National Perspective: Origin, Destination, and Community Effects*, Utrecht: ICS.

- Vasta, E., 2007, "From Ethnic Minorities to Ethnic Majority Policy: Multiculturalism and the Shift to Assimilationism in the Netherlands," *Ethnic and Racial Studies*, 30(5): 713-740.
- Wagner, U., Christ, O., Pettigrew, T. F., Stellmacher, J., & Wolf, C., 2006, "Prejudice and Minority Proportion: Contact Instead of Threat Effects," *Social Psychology Quarterly*, 69(4): 380-390.
- Weldon, S., 2006, "The Institutional Context of Tolerance for Ethnic Minorities: A Comparative, Multilevel Analysis of Western Europe," *American Journal of Political Science*, 50(2): 331-349.
- World Bank, Data of GDP per capita (current US\$). Retrieved from <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD/countries>. 2014年12月15日アクセス.

(いがらし あきら、ユトレヒト大学大学院、akiraigarashi515@gmail.com)  
(査読者 竹之下弘久、永吉希久子)

## **The Influence of Integration Policies of Immigrants on Attitudes towards Immigrants: Multilevel Analysis with 22 European countries**

*Akira IGARASHI*

Immigration policies have started to open up Japanese borders to foreign workers, yet integration policies for immigrants have not been implemented in national level in Japan. While the number of studies on integration policies in European countries has been increased, they lack insight into psychological influences of the policies on nations, and into controls for other factors that might influence on nations. Former research has provided two theoretical predictions over the effect of integration policies: facilitation of perceived threats towards immigrants, and prevalence of equality between majority and minority as social norm. In this study, I conducted multilevel analysis with MIPEX and ESS across 22 European countries to examine the influence of integration policies on attitudes of nations towards immigrants. I analysed policies separately; labour market mobility, education, family reunion, access to nationality, long-term residence, political participation, and anti-discrimination. Results revealed that policies on labour market and long-term residence make people's attitudes towards immigrants more positive, while other policies do not have significant effects. I will discuss the potential cause and policy implications.